

様式例 11 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年 9月 3日

評価者：川崎市こども本部指定管理者
選定評価委員会保育所部会

1. 業務概要

施設名	川崎市くじ保育園
指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
業務の概要	(1) 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施。 (2) 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 (3) 延長保育事業の実施
指定管理者	名称：社会福祉法人 大慈会 代表者：理事長 粕賀 廣洋 住所：川崎市多摩区堰3-11-3 電話：044-811-0436
所管課	高津区役所こども支援室（内線：64708）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>【提供サービスの内容】</p> <p>所在地 高津区久地3-16-1</p> <p>入所定員 60人</p> <p>受入年齢 生後5か月から</p> <p>開所日 月曜～土曜（日曜・祝日・年末年始は除く）</p> <p>開所時間 7:00～18:00</p> <p>特別保育等 長時間延長保育（18:00～20:00）の実施 完全給食（3歳以上児への主食提供）の実施</p> <p>【事業の目的及びその手法】</p> <p>周辺地域の待機児童対策と多様な保育ニーズへの対応の両立を図るため、通常保育の入所定員60人を超える受け入れ実績と、市が推進している長時間延長保育や完全給食の実施などを併せて指定管理者制度により行ってきたところであり、市民に十分な量及び質のサービスの提供を図れたと考えられる。</p> <p>【事業実績】</p> <p>(1) 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施</p> <p>平成24年度 平均入所児童数69人/月（定員15.0%超過受入） 平成25年度 平均入所児童数67人/月（定員11.6%超過受入） 平成26年度 平均入所児童数67人/月（定員11.6%超過受入） 平成27年度 平均入所児童数60人/月（定員超過無し） ※平成27年4月～7月の実績より算出</p> <p>(2) 児童福祉法第48条の3第1項の規定による情報の提供、相談、助言 提供する保育サービスに関する情報提供（しおり、HP） 子育てに関する情報提供（園だより等）</p>

		<p>かわさきし子育て応援ナビによる情報提供（常時） 育児相談の実施（随時）</p> <p>（3）延長保育事業の実施</p> <p>平成24年度 平均利用児童数36.3人/月の利用（利用率52.7%） 平成25年度 平均利用児童数29.4人/月の利用（利用率44.1%） 平成26年度 平均利用児童数28.8人/月の利用（利用率43.4%） 平成27年度 平均利用児童数23.5人/月の利用（利用率39.2%） ※平成27年4月～7月の実績より算出</p>
2	<p>当初の事業目的を達成することができたか。</p>	<p>【評価】</p> <p>通常保育については、毎年度定員を超過した受入れがなされ、積極的な実施がなされいと認められる。また、延長保育時間も20時までの実施とすることにより、仕事と家庭の両立という保護者の要望にも応えている。</p> <p>保育目標に基づいた保育が実施され、各種記録も適正に記載、保存されている。職員会議等を活用し、自らの保育の実践を振り返り、保育の質の向上に努めている。</p> <p>給食の提供については、衛生管理を徹底し完全給食を実施している。また、アレルギー児への対応（除去食）等、児童一人一人の状況に応じた給食を提供している。</p> <p>また、園児が野菜の皮むきや梅ジュース、おにぎり作りを行う等食育についても工夫が見られ、計画的に取り組んでいる。</p> <p>児童の健康管理については、嘱託医による定期健診や耳鼻科検診等により健康状態を把握するとともに、関係機関とも連携して感染症の予防に努めている。</p> <p>職員体制については、仕様書に基づき適正に配置しており、職員の定着状況も良い。職員研修についても、外部研修の活用及び内部自主研修の実施等に積極的に取り組み、職員の資質の向上に努めている</p> <p>障害児保育については、個別指導計画を作成し着実に実施するとともに、職員間の情報共有及び関係機関との連携を適切に行っている。</p> <p>地域の子育て支援に関しても、移動動物園や人形劇など行事への近隣住民の参加促進等に取り組んでいる（合築の老人いこいの家のふれあいまつりや、工業会納涼会での太鼓出演、地域の子育て支援事業に職員を派遣するなど職員の専門性を活用している）。</p>
3	<p>更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。</p>	<p>【安全・安心への取組状況】</p> <p>（1）事故対策</p> <p>職員会議でヒヤリハットの検証結果を全職員に周知したり、毎朝設備・施設の安全点検をし、毎土曜日に危険箇所チェックや修繕確認を行うなど、事故防止に努めている。</p> <p>（2）防犯対策</p> <p>いざという時のためのホイッスルや防犯携帯ベルの所在確認や防犯カメラを常設したり、実地体験訓練など防犯訓練を外部講師を招いて実施するなど、防犯対策を行っている。</p> <p>（3）防火・防災対策</p> <p>防災マニュアルの整備・見直しとともに防災訓練を行い、総合避難訓練では消防署への通報や保護者への伝達訓練も実施しているほか、非常用食品・水の備蓄も行っている。</p>

		<p>【評価】</p> <p>安全・安心への取組については、事故対策、防犯対策及び防火・防災対策のいずれに関しても、ハード（環境）面及びソフト（人的対応）面の両面から、対策が講じられており、また、この間、重大な事故等も発生していないことから、滞りなく運営がなされてきていると評価できる。</p> <p>保育内容の説明及び保護者からの意見・要望を聞く場として、保育説明会、保育参観、クラス懇談会、個人面談、保育対話会（園長、保護者）等を定期的実施している。</p> <p>苦情解決の体制も整備され、意見箱を設置するなど、保護者が意見を出しやすい環境作りを心掛けている。</p> <p>クラス懇談会や園長との面接等によって出された意見・要望について園で検討し、改善につなげている。</p>
4	<p>更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。</p>	<p>【サービス向上の取組状況】</p> <p>保育内容の説明及び保護者からの意見・要望を聞く場として、保育説明会、保育参観、クラス懇談会、個人面談、保育対話会（園長、保護者）等を定期的実施している。</p> <p>苦情解決の体制も整備され、意見箱を設置するなど、保護者が意見を出しやすい環境作りを心掛けている。</p> <p>クラス懇談会や園長との面接等によって出された意見・要望について園で検討し、改善につなげている。</p> <p>【サービス向上のための課題や改善策】</p> <p>行事ごとのアンケートや保育についての意識調査をする他、日常的に保護者との対話を大切にし、保護者の意見を吸い上げ、適切に対応する姿勢がみられる。また、職員会議等を活用し、組織的にサービス向上に取り組んでいる。</p> <p>また、福祉サービス第三者評価を定期的受審し、平成26年度にも受審した。その結果は多くの項目で最高評価を得ており、保護者が高い満足感を得ていることが伺えた。</p> <p>上記取組みにより、園と保護者の関係は良好に維持されている。引き続きこれらの取組みを継続することが重要である。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	<p>所管課による適切なマネジメントは行われたか。</p>	<p>毎年、指定管理者への説明会を実施し、園運営に係る制度変更や注意点等の説明を行うとともに、事業計画書の確認、事業報告書に基づく年度評価、予算・決算書に基づく経費の執行状況確認、毎月及び四半期ごとの入所状況、利用状況等の確認を適切に実施した。</p> <p>医療機関への受診を目安に事故報告書の提出を受け、状況把握及び指導を適切に実施した。</p> <p>平成23年度から、運営面に関する所管が市民・こども局から高津区役所へ移管されたが、連携を密に行い、適切な引き継ぎを実施することができた。また、業務の移管後は、きめ細やかなヒアリングや現地モニタリング等を通じ保育所の詳細な状況を把握できるため、より効果的なマネジメントが行えている。</p>

2	制度活用による効果はあったか。	<p>【サービス面】</p> <p>指定管理者制度の活用により、公営では実施していない20時までの長時間延長保育や完全給食など多様な保育ニーズに対応した。また、保育内容についても、これまで同法人が民間保育所の運営を行ってきた経験を生かし、安定した保育サービスを提供することができた。</p> <p>【コスト面】</p> <p>指定管理者制度の活用により、公営で同規模の保育所を運営した場合と比較して、長時間延長保育を実施した上で、年間約600万円程度の運営費の節減が図れた。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>当該事業については、引き続き、周辺地域の通常保育、延長保育に対する多くのニーズに応えるため、これまでの業務を確実に継続していくことが必要である。</p> <p>経費について、指定管理料は適正な管理運営を行っている場合、精算しない仕組みとなっているが、収支差額のプラスについて、どこまでが経営努力によるものかの判断が難しいという課題がある。公設民営保育所と民設民営保育所で、提供するサービスや遵守すべき運営基準に基本的に相違は無いため、運営経費については民設民営化を通じて、処遇改善等の件費の加算を、民設民営保育所の運営費の基準に統一することが適当であると考え。また、これにより運営経費が国庫補助対象となるため、新たに特定財源として3,900万円程度の歳入も見込まれるところである。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>指定管理者の指定については、指定管理者による管理が適切に行われているかを定期的に見直す機会を設けるため、期間を定めることにしている。</p> <p>一方、保育所の運営については、施設の指導監査が児童福祉法に規定されており、定期的に運営状況の把握や指導を行う仕組みが別に構築されている。</p> <p>本市では、公立保育所の民営化の手法の一つとして、平成17年度から指定管理者制度を導入しているが、指定期間が設定されていることにより、長期的な視点に立った保育の提供を保障することができないことが課題である。</p> <p>この課題に対応するため、指定期間の満了後は、健康福祉局施設と合築となっている保育所の園舎を無償貸付とし、民設民営保育所へ転換（民間移管）することにより、改めて公募によって運営法人を決定した後は、同一法人による継続した保育の提供を確保する。</p>

4. 今後の事業運営方針について

公営では実施していない長時間延長保育等多様な保育ニーズへの対応が図られた上で、公営に比して経費が節減されており、指定管理者制度の導入による効果はあると認められる。

今後は、園舎の無償貸付により民設民営保育所へ転換し、事業者がより主体的に安定した保育サービスを提供していくことができる体制を構築することが望ましい。

なお、民設化により利用者が不安になることがないよう、他の民設民営保育所と同様、指導監査や運営支援の充実に努めることが必要である。